

第1回 四條畷市バリアフリー基本構想協議会  
議事録

1 日時：令和2年8月25日（火）  
午後2時00分～午後3時40分

2 場所：四條畷水道センター2階大会議室

3 出席者：（委員） 田中委員 小寺委員 宮城委員 市川委員  
小崎委員 木戸口委員 上田委員  
黒澤委員 守屋委員 猿屋委員 岩田委員  
川口委員 西條委員 足立委員

（市側） 東市長 亀澤都市整備部長 浅倉都市計画課長  
橋本都市整備部上席主幹 椎屋都市整備部上席主幹  
永山主査 田端事務職員 堀江事務職員

（傍聴） 0名

（事務局） 都市計画課

欠席者：1名

- 4 協議事項：1. 基本構想改訂の背景  
2. バリアフリー法の概要  
3. 基本構想位置づけ  
4. 計画期間  
5. 四條畷市の概況、取組み等  
6. 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区(案)について  
7. ヒアリング調査及びタウンウォッチング等の調査方法の確認  
8. 基本目標及び基本方針について

午後2時00分開会

- 事務局 <開会の挨拶>  
<委員の出席状況確認>
- 市長 <挨拶>
- 事務局 <会議資料の確認>  
<委員及び事務局紹介>  
<会長及び副会長の選出（会長：田中委員、副会長：小寺委員）>

事務局から協議事項の内容についての説明

事務局        それでは、協議事項についてご説明させていただきます。説明に入ります前に、今回の改訂に係る全体のスケジュールについて簡単にご説明いたします。協議会については、本日の第1回目を含め全体で4回予定しております。本日の協議事項としましては、1.基本構想改訂の背景、2.バリアフリー法の概要、3.基本構想の位置づけ、4.計画期間、5.四條畷市の概況及びこれまでの取組み、6.生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の案について、7.ヒアリング調査及びタウンウォッチング等の調査方法の確認について、8.基本目標及び基本方針について、となっております。9月初旬から下旬にかけて、事務局より高齢者、障がい者等の方々へバリアフリー化に関するヒアリング調査を実施いたします。10月中旬に、高齢者、障がい者等の方々と共に、現地を実際に確認するタウンウォッチングを行い、基本構想で位置づける施設や経路等を確認していただきます。11月頃には、事務局と事業者でバリアフリー化に向けての特定事業について調整を行い、12月中旬の第2回協議会で各種調査の報告を行い、それを踏まえた素案の確認をしていただきます。年が明けまして令和3年1月中旬に開催する第3回協議会では、第2回協議会までにいただいたご意見等を踏まえ修正を加えた基本構想の原案をご確認いただきます。その後、1月下旬に基本構想の原案について、市民等からの意見を募るパブリックコメントを実施し、その結果を2月下旬に第4回協議会にて委員の皆様へご報告させていただきます。その後、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、基本構想の決裁を行い、改訂となります。スケジュールに関しましては、現時点での予定となりますので、今後変更となる場合は、委員の皆様にご相談させていただきます。

               それでは、協議事項1.基本構想改訂の背景についてご説明いたします。まずは現行の「四條畷市交通バリアフリー基本構想」について、ご説明いたします。

平成12年11月に交通バリアフリー法が施行されたことに伴い、本市においても、JR忍ヶ丘駅及びJR四条畷駅を中心とした一定の区域である「重点整備地区」において、駅などの旅客施設や周辺の道路等の交通バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本的な方針、実施すべき事業等を盛り込んだ「四條畷市交通バリアフリー基本構想」を平成16年に策定いたしました。交通バリアフリー法では大きく「基本方針」、重点的及び一体的にバリアフリー化を推進する地区である「重点整備地区」、駅と周辺施設を結ぶ、特にバリアフリー化が必要な道路である「特定経路」、バリアフリー化実施まで時間を要する道路である「準特定経路」、駅、バス、道路及び交通安全施設等のバリアフリー化をする事業である「特定事業」について定めました。現行の基本構想は交通バリアフリー法を基に策定されているため、旅客施設やバス、駅周辺の道路や通路でのバリアフリー化を重点的に進めて参りました。その後、バリアフリー新法の施行や、その後の一部法律の改正が行われたことにより、新たに建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園を利用する際の利便性、安全性の向上を図ること及びソフト面での対策や事業の位置づけも必要となりました。改めてバリアフリー化しなければならない施設が明確に位置づけられたということになります。これらの背景により四條畷市交通バリアフリー基本構想を改訂することとなりました。

続きまして、2.バリアフリー法の概要について、バリアフリー法ではどのようなことが記載されているのかご説明いたします。バリアフリー法では、大きく3つのことを推進することが必要とされています。1つめは、個々の施設、例えば駅や電車、バスの車両、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のうち一定規模以上のものを新しく造るときは必ずバリアフリー化しなければならず、既存のものについてはバリアフリー化に努めなければならないとされています。2つめは基本構想制度を活用して、地区を定めて重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めることとされています。3つめはハード整備と連携したソフト事業として心のバリアフリーの推進で、バリアフリーに関する一人ひとりの理解、協力の促進などが必要とされています。

続きまして、3.基本構想の位置づけについての説明に移ります。まず、バリアフリー法に基づき作成する基本構想とはどのようなものか、協議会の役割も含めてご説明いたします。バリアフリー基本構想とは、駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区である重点整備地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するものとされています。では、具体的にどのような内容を記載するのかといえますと、大きく4点ございまして、①移動円滑化に関する目標及び基本方針

の設定、②重点整備地区の位置及び区域、③生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動円滑化に関する事項、④移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項となります。協議会の役割は、基本構想の作成に関する協議、及び基本構想の実施に係る連絡調整を行っていただくこととなります。その中の、主な協議の内容でございますが、1つめは基本目標・基本方針に関すること、2つめは生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区に関すること、3つめはバリアフリー化に向けて実施する事業に関することの3点でございます。次に、基本構想の位置づけについてご説明いたします。基本構想はバリアフリー法に基づき作成します。バリアフリー法の下位には国が示す基本方針が位置づけられ、その下位に基本構想が位置づけられます。本市の関連計画としては第6次四條畷市総合計画が上位にあり、また、整合性を図るべき計画として都市計画マスタープラン、なわて障がい者プラン、なわて障がい者福祉計画、なわて高齢者プランがあり、基本構想の改訂にあたってはこれらの法律や計画との整合性を図りながら進めていきたいと考えております。

続きまして、4. 計画期間についてご説明いたします。国の基本方針が令和3年3月31日までのため、現在、国で行われている「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、次期計画期間についても検討が行われており、本年7月3日に「中間とりまとめ」において、おおむね5年間を計画期間とすることが公表されています。本市では特定事業の実施等を視野に入れ、計画期間を10年とすることとし、おおむね5年ごとに効果検証を行い、必要に応じて見直しに取り組むことを考えております。

続きまして、5. 本市の概況及びこれまでの取組みについてご説明いたします。まず、高齢化率の推移についてですが、基本構想を策定した平成15年度当初と、昨年度である令和元年度を比較しますと、高齢者数及び高齢化率は約1.8倍となっており、高齢化が進んでいることが分かります。次に障がい者手帳登録数の推移です。登録者数は、平成15年度と令和元年度を比較しますと約1.5倍となっており、身体障がい者手帳の登録が増えていることが分かります。次に療育（知的障がい者）手帳登録数の推移です。登録者数は平成15年度と令和元年度を比較しますと約2.2倍となっており、療育（知的障がい者）手帳の登録が増えていることが分かります。次に精神障がい者手帳登録数の推移です。登録者数は平成15年度と令和元年度を比較しますと約3倍となっており、精神障がい者手帳の登録が増えていることが分かります。次に、鉄道駅の利用状況についてです。本市では主要な鉄道駅としてJR忍ヶ丘駅及びJR四條畷駅があり、平成15年度と平成30年度を比較しますと、利用者数は両駅とも微増となっております。また、鉄道駅のバリアフリー化については、JR四條畷駅は大東市域であることから大東市のバリアフリー基本構想に位置づ

けられています。次に、交通バリアフリー基本構想に基づいて実施された各事業者様及び本市のこれまでのバリアフリー化の取組みについてご紹介いたします。鉄道駅のバリアフリー化の状況は、JR忍ヶ丘駅においては、現行の基本構想に基づきエレベーターの整備や多目的トイレの整備等が実施されております。バス事業者によるバリアフリー化の状況は、近鉄バス様や京阪バス様では高齢者や障がい者等の方々が利用しやすい低床バスの導入や、ソフト面での取組みとして接遇研修を実施していただいております。次に、道路及び交通安全についてのバリアフリー化の取組み状況について説明します。まず、道路のバリアフリー化の状況は、市道中野3丁目中野1号線では、歩道整備や視覚障がい者用誘導ブロックの敷設が行われております。もともとは大阪府が管理していた道路で、名称を大阪府枚方富田林泉佐野線といい、大阪府においてバリアフリー化事業として実施していただいております。その後、本市に管理移管を受け、現在では市道となっております。同じく、中野新町1号線においても、歩道整備や視覚障がい者用誘導ブロックの敷設が行われ、学校用地を活用し、歩道の設置等の整備を行いました。交通安全事業について、四條畷警察署様では、交差点における音響信号の設置を実施していただいております。

続きまして、6.生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区について、具体的にどのような施設や経路の選定を行うか等についてご説明いたします。まずは、生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区の定義についてご説明いたします。交通バリアフリー法では旅客施設や車両、駅周辺の経路を重点的かつ一体的にバリアフリー化すべきものとして基本構想に位置づけされておりました。法律が変わり、バリアフリー法では旅客施設や車両、駅周辺の経路に加え、建築物、公園、路外駐車場といった施設も重点的かつ一体的にバリアフリー化すべきものとして明記されました。法律の中でこれらの施設のうち、高齢者、障がい者等がよく利用されるものを生活関連施設、その施設間を結ぶ経路を生活関連経路と呼んでおります。次に、各施設や経路及び地区の設定までの流れについてご説明いたします。基本構想の改訂では、まず生活関連施設の選定をいたします。次に選定した生活関連施設を結ぶ生活関連経路を選定します。最後にそれらを含む地区である重点整備地区を設定する流れになります。まず、生活関連施設に該当する施設がどのようなものか整理いたします。生活関連施設に該当する施設は、旅客施設、公園施設、路外駐車場、建築物と大きな枠が決められています。大きな枠があるもののうち、全ての施設を生活関連施設にしなければならないわけではなく、市の地域や実情を踏まえ選定することが可能です。本基本構想では、立地的要件と選定の考え方をもとに選定していきます。本市の生活関連施設の立地的要件は、①相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる施設であること、及び②JR忍ヶ丘駅及びJ

R 四条駅各駅の各駅を中心とした徒歩圏内に立地する主要な施設であること、以上2点を要件といたします。選定する際の考え方は、①1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設、②行政サービスの窓口機能を有する市の主要な施設、③公共建築物を中心とした福祉・医療・文化教養施設、④公共施設である街区公園、及び路外駐車場、⑤民間施設については、施設間移動が想定される床面積2,000平方メートル以上の病院、集配機能のある郵便局、以上の5点に該当する施設を生活関連施設として位置づけします。なお、民間の商業施設等を新たな生活関連施設にするかどうかについては、今後継続的な発展を行っていく中で判断し対応していくこととします。選定の考え方によって抽出した生活関連施設をまとめると、「旅客施設」についてはJR忍ヶ丘駅及びJR四条駅、「官公庁施設で行政サービスの窓口機能を有する市の主要な施設」として四條市役所の本館及び東別館、「医療福祉施設で公共建築物」並びに「床面積2000平方メートル以上の病院」として保健センター、福祉コミュニティセンター及び暇生会脳神経外科病院、「文化・教養施設であり公共建築物」として市民総合センター及び教育文化センター、「公共施設である街区公園」として蜻蛉池公園及び川崎池公園となっております。本市では「公共施設である路外駐車場」については該当ありません。「その他の生活施設で集配機能のある郵便局」が四條駅郵便局となっております。以上の12施設を位置づけします。

生活関連施設の選定の次は、生活関連経路を選定いたします。生活関連経路に該当する経路は道路、駅前広場、通路等となっております。まず、生活関連経路の選定要件を整理いたします。①原則、生活関連施設の相互間の経路であること、②現行の基本構想の特定経路及び準特定経路に指定されていた経路を基に選定すること、③当事者や市民の意見、地形的制約などを考慮して選定すること、以上3点の要件で選定することとします。現行の基本構想及び選定の要件に基づき生活関連経路を選定いたしました。現行の基本構想に位置づけされていた経路に加え、今回新たに経路を選定し追加していきます。経路の選定理由と位置についてご説明いたします。市道中野3丁目中野1号線の一部は、新たに生活関連施設となった市民総合センターと教育文化センターを結ぶ経路として、新たに位置づけされます。市道忍ヶ丘砂線については、忍ヶ丘駅から新たに生活関連施設となった暇生会脳神経外科病院を結ぶ経路として位置づけされます。旧国道170号線の一部及び市道葎屋清滝線の一部は、暇生会脳神経外科病院から四條駅郵便局を結ぶ経路として新たに位置づけされます。続いて市民総合センターから教育文化センターを結ぶ経路、教育文化センターから川崎池公園、川崎池公園からJR四条駅までを結ぶ経路として国道163号線を横断する形で、旧国道170号線の一部、市道中野2丁目7号線の一部、

市道南野5丁目6号線の一部、市道南野1号線の一部、府道大東四條畷線の一部を新たに位置づけいたします。

次に生活関連施設及び生活関連経路の選定をもとに、重点整備地区を設定します。重点整備地区の要件は大きく3つあります。基本方針などを抜粋してご説明します。1つめは配置要件として、生活関連経路の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であることです。2つめは課題要件として、当該地区における移動円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が必要であると認められる地区であることです。簡単に表現すると、バリアフリー化事業が特に必要とされる地区のことです。3つめは、効果要件として都市が有する様々な機能の増進を図るうえで、バリアフリー化が有効かつ適切であると認められる地区であることです。簡単に表現すると、バリアフリー化することで都市機能の増進が図られる地区のことです。以上、重点整備地区設定における要件を踏まえ、重点整備地区の設定を行います。改訂する基本構想では、要件のほか、現行の基本構想で定めた重点整備地区を基本とし、生活関連施設の選定状況を踏まえ、地区を一部拡充して設定いたしております。

続きまして、7.ヒアリング調査及びタウンウォッチング等の調査方法の確認についてご説明いたします。基本構想改訂にあたり、高齢者や障がい者等の方々からのバリアフリーに関する課題や要望、意見を把握するため、ヒアリング調査を実施いたします。ヒアリング調査の概要は、高齢者及び障がい者等の方々から、まちでの移動や公共施設等の利用の際に感じている問題点や要望等を聞き取り、その調査結果を基本構想改訂に反映させることを目的とし、9月初旬から9月下旬にかけて老人クラブ連合会や身体障害福祉会の方々、保育所等の協力をいただき実施する予定です。調査内容は、①外出時の主な移動手段や過去からのバリアフリー化の実感について、②駅舎や車両を利用される際に困っていること、③バス利用の際に困っていること、④よく利用される施設や施設利用において困っていること、⑤よく利用される経路やその経路で困っていること、⑥ソフト面で必要だと感じていることなどを聞き取りさせていただく予定です。次にタウンウォッチングについてご説明いたします。重点整備地区内のバリアフリーに関する課題や要望を抽出するため、実際の経路を歩き点検を行います。このタウンウォッチングでは、地区の現状を把握するため、高齢者、障がい者等の方々と共に実際のまちを歩き、施設や道路等の課題や整備要望を把握することを目的としています。日程は令和2年10月中旬です。参加予定者は高齢者、車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、精神障がい者、知的障がい者、子どもを持つ親、介助者、委員の方々を予定しております。今回は、新たに生活関連経路等に追加する、教育文化センター、教育文化センター

から市民総合センターまでの経路となる旧国道170号線、及び市道中野三丁目中野1号線について確認していただきたいと考えております。具体的なタウンウォッチングのルートとしては、教育文化センター施設内の経路等について確認したのち、道路やバス停、交通安全施設を確認しながら市民総合センターまで点検を行います。市民総合センターに到着後、センター内の経路等の確認を行います。本来であれば、生活関連経路を点検したいところではありますが、旧国道170号線については通過交通も多く、歩道もないため人の歩行が困難で安全性の確保ができないため、迂回ルートを設定することとしました。現地では旧国道170号線については、交差点より目視で確認することを予定しております。また、今回の改訂に追加するその他の生活関連経路に関しては、事務局と事業者等による確認をさせていただきたいと思っております。当日のタイムスケジュールについてご説明いたします。時間は13時より受付を開始し、資料の配布をいたします。その後、調査についての実施方法の説明を行い、点検を始める場所まで移動します。選定したルートを移動し、気づいたことをチェックシートに記入します。最終地点に到着後、調査員とヒアリング係にてチェックシートの整理を行います。閉会のあいさつをさせていただき終了となります。

続きまして、8.基本構想に記載する基本目標と基本方針についてご説明いたします。バリアフリー基本構想の改訂にあたって、バリアフリーの推進に向けた基本目標や基本方針を定めたいと思います。まずは、基本目標です。上位計画の方針や考え方、及びどのようにバリアフリーの推進へのつなげるのか等を踏まえ作成します。その上位計画の方針等を踏まえた案として掲げるのが、「誰もが しぜんに暮らし活動できるまち 四條畷(案)」です。「しぜんに暮らし」とは、“本市の持つ恵まれた自然環境”と、“当たり前生活”の意味を含んでおります。また、その「しぜん」は、平仮名表記とすることで柔らかさを表現しております。「活動できるまち」とは、移動だけにとどまることなく、バリアフリー化で当事者の方々の外出を促す一助になりたい思いから選んだ言葉です。あくまで案としてお示ししておりますので、表現方法や言葉の使い方など、もっとこのようにしたら良い等、ご意見をいただきたいと思います。次に、基本目標の案をもとに基本方針を設定します。基本方針はバリアフリー化を進めていくための方針です。バリアフリー法等を踏まえ、4つ掲げることとしました。1つめは安心・安全に暮らせるまちづくりの推進とし、バリアフリー化により安心安全に暮らせるまちづくりをめざします。2つめは重点的かつ効果的なバリアフリー化の推進とし、重点整備地区内のバリアフリー化事業について優先的に進め、効果的なバリアフリー化を図ります。3つめは心のバリアフリーの推進とし、ハード面とソフト面の取組みの他、市民が自然と支えあう

ことができる心のバリアフリーの推進をいたします。4つめは継続的に取組むバリアフリーとし、バリアフリー化事業の取組みについて事業者等と協働して進捗等の管理を行い、継続的にバリアフリー化を推進します。以上4点が基本方針の案とその内容の説明です。基本構想の基本目標と基本方針については、事務局案を示させていただきましたが、本日の協議会の意見を踏まえ、修正等を加え、第3回協議会にてご確認いただく基本構想の素案に示させていただきます。

以上で、協議事項1から8までの説明を終わります。長時間の説明へのご清聴ありがとうございました。

田中会長 ただいま、事務局から説明がありました。これについてご質問やご意見はございませんか。

小崎委員 資料で、中野児童遊園内通路の管理者が国土交通省になっておりますが、四條畷市ではないでしょうか。

事務局 ご指摘の通りです。修正いたします。

田中会長 他にございませんか。

守屋委員 高齢者と障がい者に優しいバリアフリーということですが、高齢者の中には認知症の方もおられます。高齢者が認知症になると家族の方は介護で厳しい状況になります。認知症の方も大いに外を出歩くべきという本分がございます。心のバリアフリーにも含まれていると思いますので認知症のバリアフリーについても考えてもらえるようお願いしたいです。

事務局 以前であれば身体障がい者のみというところがあったのですが、それぞれ障がいにも特性というものがあることから、それらを含めてどのようなことができるのかを今後位置づけていきたいと考えております。必ずしもハード面ばかりというわけではなく、ソフト面のバリアフリーについても改めて推進していくべきであるとうたわれていますので、それらを踏まえ次回の素案にお示しする前に一度考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

小寺委員 守屋委員の発言に関連することですが、ソフトも含めて改善していこうというお考えは当然のことなのですが、高齢者と障がい者というくくりがありましたので、高齢者の中にも車いすの使用や身体的なものを抱えておられる方もいらっしゃるって、そういった方に対してのバリアフリーも含めた推進といことであれば障がい福祉計画や高齢福祉計画のほうがいいのかなという気も致します。身体障がい者だけでなく、精神障がい者、知的障がい者の方々を持つ辛さについても考えていきたいというお話なんですけれども、当協議会はハード面が得意と思われる課が事務局となっており、現在庁内で様々な計画が進んでいるところであり、障がい福祉計画、高齢福祉計画なども令和3年から令和5年に向けて動いておりますので、それらの計画側とすり合わせを行いそちらのほうで

ソフト面の改善を行いたいというアプローチをしても然るべきと考えます。その辺り事務局のお考えをお聞きしたいと思います。

事務局 他計画の改定等についても確認しながら、国の法改正で教育についても心のバリアフリーに関して位置づけていくという方針がありますので、ソフト面については、改めてそのようなところも含めて関係課の意見を聞きつつ、また、改訂の時期も考慮しどこまで盛り込めるかについてもご相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

田中会長 ありがとうございます。守屋委員、小寺委員の意見にもありましたが、整合を図るべき他の計画とのすり合わせが重要になってくると思われま。おそらく、基本方針とか基本目標に出てくる心のバリアフリーの推進が今後効いてくるかと思われま。この辺りはまた次回、検討していきたいと思われま。ほかに意見等ございまるか。

木戸口委員 生活関連施設を選定するにあたって、10年という計画期間について気になった点がございま。現在の選定は、既存の施設の中から考えておられるようですが、この10年の間に、先ほど説明にありました関連計画等で新たに計画されている施設がないのか、また、最近で言いますと学校の荒廃が問題視されていることや、それに変わる新たな公園の計画等がないのかなど、既存だけでなく計画上の施設を盛り込まなくてよいのかについてお伺いしたいです。

事務局 実際に公共施設の再編ということで、公共施設等総合管理計画をもとに再編の検討会が開かれており、公共施設をどのようにしていくか検討されているところ。今年にかけて検討されていくところ。多くの方が利用される公共施設について多数ご意見があり、確定までに時間がかかることが想定されるため今回の基本構想改訂につきましては既存施設のみからの選定と考えております。公共施設の位置が変われば特定経路についても変わる可能性がありますので、その際は計画の見直しが必要なのかについても考えていきたいと思っております。また、計画期間10年ということですが、生活関連経路の全てについて事業を行うことができるということではなく、各種調査のうへ特定事業について各々の事業者の方とご相談させていただいたうへで事業の位置づけ等について考えていきたいと思っております。

田中会長 ありがとうございます。木戸口委員のおっしゃるように、この計画で「ここにこの施設が必要だ」とうたうことは難しいということですね。

事務局 それについては施設再編室で検討しておりますので、調整していくことは必要と考えま。本基本構想で定めるということではないと考えております。

田中会長 基本構想改訂で施設を決めるということではなく、他の計画にこの構想が影響を与えられるような構想になればいいかということですね。

事務局 この基本構想を設定することで、本市における道路、建築物等の在り方につ

いてやバリアフリーについて一定の影響はあるかと思しますので、必要に応じて協議会の経過や頂いたご意見を施設再編室にご報告し、逆に、公共施設の再編等、市でどのような動きがあったかについてのご報告を協議会にてさせていただくなどの対応は取りたいと考えております。

田中会長 ありがとうございます。このようなお考えを踏まえて何かご意見等ありますでしょうか。

ご意見等無いようですので、以上の方針で構想の改訂を進めていくということによろしいでしょうか。

西條委員 自身の所属する福祉政策課は、地域福祉計画を担当している課です。先ほどの小寺先生のご意見にもあったように、地域共生社会が関連していると考えております。ユニバーサルデザインという考え方があり、健康寿命の健康意識調査を実施したところ歩きやすい道が健康の増進につながる結果が出ており、皆さんに優しいユニバーサルデザインの視点も入れていただけたらありがたいと思っております。

田中会長 ありがとうございます。歩きやすい道ということですが、この基本構想では歩道の幅などについても言及できるのでしょうか。

事務局 具体的な幅員等をこの基本構想で定めるものではないということでございます。

田中会長 基本的にはバリアフリー法に基づいて行われるということで、できるだけよい方向に進んで行ければという風に思います。  
それでは、その他ご意見もないようですので、この方向で進めていくということによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

田中会長 異議がありませんでしたので、事務局にお返ししたいと思います。

事務局 <スケジュールの説明>

<閉会の挨拶>

午後3時40分閉会